

田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第15号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 田野町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (2) 空き家 空き家バンクに登録された居住用家屋（併用住宅を含む）をいう。
- (3) 併用住宅 一の建物に居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）と、店舗、事務所、その他これらに類する用途の部分が併用されている場合で、居住部分が延床面積の2分の1以上を占めるものをいう。
- (4) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

(目的)

第3条 田野町内にある空き家の利活用を促進し、定住促進と地域の活性化を図ることを目的として、次条に定める補助対象者が田野町空き家バンク等情報制度の規定により登録された空き家における家財道具等の処分に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者等
- (2) 次のア、イに掲げるすべての要件に該当する者（以下「移住者等」という。）
 - ア この補助金の交付を受けて家財道具等の処分を行う空き家に、補助事業の完了の日から10年以上居住する見込みのある者。
 - イ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が県税及び町税等の滞納者又は田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等である場合
- (2) 申請者が空き家の入居予定者の場合、同居人を含む入居予定者全員を対象として県税及び町税等の滞納者又は田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等の該当がある場合
- (3) 当該補助金を活用して家財道具等の処分を行う空き家に所有者等を含む2親等内の親族を入居させた場合
- (4) 同一物件に対し、過去にこの要綱による補助金を受けている場合
- (5) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助対象経費及び補助要件)

第5条 補助金の対象となる経費は、空き家バンクに登録されている空き家内にある家財道具等にかかる次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみ処理手数料
 - (2) 運搬用トラック等賃貸料（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項に定める許可を受けた業者から貸与するもので、個人からの貸与は除く）
 - (3) 家電リサイクル料金
 - (4) 田野町一般廃棄物処理許可業者（町内業者のみ）への委託料
 - (5) その他町長が必要と認めた経費
- 2 前項の規定にかかわらず、国、高知県又は本町の他の制度による補助金が交付されることとなった経費は、補助対象経費から除外する。
- 3 補助要件は、別表第 1 のとおりとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、第 5 条に規定する補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。）とする。ただし、補助金の額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度額とする。

- 2 補助金の額が 1 万円未満となる場合は、前項の規定にかかわらず、補助金を交付しない。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業の着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（空き家バンク登録時から所有者の変更がない場合は不要）
- (2) 見積書の写し
- (3) 家財道具等の処分実施前の写真
- (4) 市町村税等の滞納のないことを証する書類（申請者が町外に住所を有する場合）
- (5) 誓約・同意書（様式第 2 号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(代理受領)

第 8 条 申請者は、補助金の受領について当該補助対象事業を実施する事業者等に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。この場合において、申請者は、前条に規定する書類に加えて、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金代理受領届出書（様式第 3 号）を添付しなければならない。

- 2 申請者は、代理受領の中止を行うときは、第 11 条に規定する実績報告書を提出する前までに田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金代理受領届出取下書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 9 条 町長は、第 7 条の規定による申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、同一物件につき 1 回限りとする。

(補助金の変更交付申請等)

第 10 条 前条第 1 項の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）について、中止又は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金変更承認申請書（様式第 6 号）を、あらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 交付決定時又は変更交付決定時に予定していなかった家財道具等処分の追加
- (3) 補助対象経費の増額。ただし、補助金交付決定額に変更がない場合は、この限りではない。

(4) 補助金交付決定額の20%を超える減額

- 2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等処分の内容の分かる明細書及び領収書の写し
- (2) 家財道具等の処分実施後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、代理受領により補助金の交付を受けようとする場合は、前項第1号に規定する領収書の写しに代えて、家財道具等処分に係る請求書の写し及びその内訳明細書の写しを町長に提出しなければならない。

(補助額の確定及び交付)

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合すると認めるとときは、補助金の交付額を確定し、補助事業者へ田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の交付を請求するものとする。この場合において、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金代理受領に係る委任状（様式第11号）を添付しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が特に取消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
 - (4) 第10条の規定による中止の承認を得ないで補助事業を中止したとき。
 - (5) 補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過するまでに、当該物件を取り壊し、又は売却したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金交付確定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、田野町空き家バンク登録物件家財道具等処分費補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。この場合において、返還すべき金額は、補助事業の完了の日からの経過年数に応じ、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前条及び前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用されるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助要件	<p>(1) 空き家所有者が行う場合は、補助金の交付を受けた日から10年間は田野町空き家バンクへの登録を継続し、田野町へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。</p> <p>(2) 賃貸借契約により移住者等が行う場合は、補助金を受けた日から10年間は居住する見込みがあること。また、空き家の所有者に下記①と②について同意が得られていること。</p> <p>①当該空き家内にある家財道具等の処分を行うこと及び原状回復義務を免除すること。</p> <p>②補助金の交付を受けた日から10年間は空き家バンクの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供することなく、移住者等が転居した場合は当該家屋を空き家バンクに登録し、田野町へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。</p> <p>(3) 売買契約により移住者等が行う場合は、補助金の交付の日から10年間は居住する見込みがあること。なお、転居した場合は、速やかに当該家屋を田野町空き家バンクに登録し、その登録を当該補助金の交付を受けた日から10年を経過するまで継続して田野町へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。</p> <p>(4) 第7条に規定する補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了すること。</p>
------	--

別表第2（第14条関係）

補助金の交付を受けた日からの経過年数	返還すべき金額
2年未満	補助金確定額の100%
2年以上4年未満	補助金確定額の80%に相当する額
4年以上6年未満	補助金確定額の60%に相当する額
6年以上8年未満	補助金確定額の40%に相当する額
8年以上10年未満	補助金確定額の20%に相当する額